

令和3年度 薩摩川内市民まちづくり公社事業計画書

I 概況

本公社は、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業をとおして市民の生涯学習の推進と市民福祉の向上に努めてまいりました。

特に、受託施設の管理については、市民の皆様の視点に立ち、「安全・安心・快適」なサービスの提供に努めるとともに、効率的な運営にも心がけて参りました。

今後においても、公益財団法人として、市民の皆様に喜ばれる事業を積極的に実施し、受託施設等の利用促進と生涯学習の推進に努力して参ります。

II 基本方針

令和3年度の公社経営の基本方針は、公益財団法人としてその設置目的に沿った運営を行うとともに、業務の専門性・独自性を高めサービスの向上や経費の節減などに引き続き努めてまいります。また、公益事業の適切な実施のために、活動の目的、内容、事業規模、実施期間等を精査しながら実施してまいります。

併せて、収益事業については、施設利用者等のニーズに合わせた商品やサービスの提供により、公社自主事業の財源確保に努めます。

なお、指定管理施設の人件費が補助金から指定管理料に変更されて3期目が終了し、人件費について透明性が確保され、また公募による指定管理の更新が完了したことから、令和3年度以降は、再び、各指定管理料の人件費を財産活用推進課へ予算の所管替えが行われ、本公社へは事業費補助金として交付されることとなります。

III 事業内容

1 公益目的事業

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社定款第4条の規定に基づき、市民の生涯学習の推進と福祉の向上に寄与するための事業を、次のとおり実施します。

(1) 公共施設を活用した芸術・文化・スポーツ等の振興に関する事業

ア 芸術文化振興事業

薩摩川内市の公共施設等を活用し、優れた舞台芸術等を鑑賞する機会を市民に提供する芸術文化振興事業を実施し、市民文化の高揚を図ります。

イ スポーツ振興事業

生涯学習の推進を図るため、スポーツイベント等の開催など薩摩川内市総合運動公園等の活用を検討します。

(2) 指定管理者制度等による公共施設の管理及び運営等に関する事業

指定管理者制度等による施設管理受託事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する公共施設の管理及び運営を行うとともに、当該受託施設等を活用して生涯学習の推進に資する各種講座、創作体験教室、イベント等を実施します。

《管理受託施設》

i) 指定管理者制度による受託施設・・・135 施設

(ア) 2021年4月1日から2026年3月31日(5年間)(15施設)

- ・屋外運動場照明施設：14施設
- ・せんだい宇宙館

(イ) 2021年4月1日から2022年3月31日(1年間)(1施設)

- ・入来文化ホール・サンフラワーいりき

(ウ) 2019年4月1日から2024年3月31日(5年間)(4施設)

- ・川内歴史資料館等：3施設
- ・川内まごころ文学館

(エ) 2020年4月1日から2025年3月31日(5年間)(115施設)

- ・総合運動公園の有料公園施設・御陵下公園施設：10施設
- ・川内・樋脇地域都市公園：35施設
- ・川内地域、樋脇地域及び東郷地域普通公園：60施設
- ・川内地域普通公園：9施設
- ・寺山いこいの広場：1施設

ii) 部分管理受託施設・・・3施設

(ア) 2021年4月1日から2022年3月31日(1年間)

- ・公衆トイレ2箇所(西方港・高城温泉)
- ・中央図書館(平日・休日・夜間運營業務)

(3) 指定管理受託施設での調査・研究に関する事業

指定管理者制度等に基づき、薩摩川内市から受託する川内歴史資料館、川内まごころ文学館等の管理施設において、市内の歴史、考古、民俗、美術及び文学等に関する調査、研究に努めます。

(4) 公社の目的を達成するために必要な事業

ア いきいき生涯学習事業

薩摩川内市総合体育館及び指定管理受託施設等を活用して、生涯学習事業、講座等を自主事業として実施するとともに、管理受託施設の活用を図ります。

また、生涯学習事業の一環として実施している「公社杯ソフトバレーボール大会」については引き続き取り組む予定です。

イ 花と緑のまちづくり事業

花と緑のまちづくりを推進するため、環境美化ボランティア団体等への支援をとおして、公社管理施設等の環境美化に努めます。

ウ キラキラ寺山事業

せんだい宇宙館及び寺山いこいの広場を活用し、「市民星空観望会」、「宇宙科学工作教室」、「ウィークエンド工作教室」のほか、少年自然の家との連携による出張星空観望会や流星群観察会等を実施することにより、天文普及と施設の利用促進に努めます。

エ サービス事業

管理受託施設でのコピーの実費サービス等、施設利用者の利便を図ります。

オ 広報宣伝事業

生涯学習事業を基盤とする芸術、文化、スポーツ等の自主事業の年間活動状況及び管理受託施設の利用状況等について、公社報、チラシ、ホームページ等で広報宣伝を行い、市民の利便を図るとともに、事業への参加促進及び管理受託施設の活用を図ります。

[予定事業]

- ・ 公社報（アクスタイム） 月1回 (2,000部)
(市内公共施設、学校、事業所、報道機関等に配布)
- ・ 新聞チラシ（アクスタイム情報） 月1回 (約19,000部)
(南日本新聞「家庭メモ」裏面活用)
- ・ ホームページの更新 随時

カ まちづくり交流事業

ボランティア活動の拠点として川内文化ホール内に設置されていた「まちづくり交流センター」については、施設閉館にともない交流事業を休止します。今後の新たな活動拠点の設置及び事業再開について検討します。

2 収益事業

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社定款第5条の規定に基づき、公益目的事業の推進に資するための事業を、次のとおり実施します。

なお、収益については公益目的事業（自主事業）の財源の一部に充当します。

（1）売店の設置運営事業

施設利用者の利便を図るため、総合体育館エントランスホールに売店を設置し、清涼飲料水や軽食、スポーツ用品等を販売するとともに、せんだい宇宙館に宇宙グッズコーナーを設置し、グッズ等の販売を行います。

（2）自動販売機の設置運営事業

管理受託する施設及び都市公園等の利用者の利便を図るため清涼飲料水等の自動販売機を設置し、販売管理を行います。

（3）書籍等の販売事業

管理受託する施設で実施するイベント、企画展等に関連する商品や書籍等の販売を行います。

3 事務局

事務局の管理運営

事務局は令和3年2月、薩摩川内市東郷支所2階に事務所を移転しました。引き続き、本公社の設立目的に沿った公社運営を行うとともに、公益目的事業及び公益目的事業に資する収益事業等の円滑な実施のために、的確な事務執行を行います。

4 事業の概要

本社の事業の体系は次のとおりです。

